

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき、農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年 2月28日

瀬戸市長 伊藤 保徳



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
十軒町
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成30年 2月27日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○ 経営体数
個人 4名
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針
今後、農地の集約等を話し合う中で、農地中間管理機構活用の希望があれば検討していく。
- 6 地域農業の将来のあり方
地域での農業理解を深める取組を行うとともに、農産物の高付加価値化、新規就農の促進を図る。また、道の駅瀬戸しなの等への地場食材供給地としても存在感を強める。